

令和2年12月

大東市議会

定例月議会議案

提出

令和2年12月1日

印刷物番号
2-62

もくじ

議案第113号	令和2年度大東市一般会計補正予算（第8次）について-----	別冊
議案第114号	令和2年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第4次）	
	について-----	別冊
議案第115号	令和2年度大東市介護保険特別会計補正予算（第3次）に	
	ついて-----	別冊
議案第116号	令和2年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	
	（第3次）について-----	別冊
議案第117号	令和2年度大東市水道事業会計補正予算（第2次）につい	
	て-----	別冊
議案第118号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	1
議案第119号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	2
議案第120号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	3
議案第121号	市道路線の認定について-----	4
議案第122号	新田地内水路整備工事（第6期）請負契約の変更について-----	5
議案第123号	町の区域の変更について-----	6
議案第124号	大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一 部を改正する条例について-----	7
議案第125号	大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に ついて-----	10
議案第126号	大東市債権管理条例等の一部を改正する条例について-----	19
議案第127号	大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について-----	23
議案第128号	大東市監査委員条例の一部を改正する条例について-----	28

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 間 恵子氏の任期が、令和3年6月30日満了するにつき、法務大臣に對し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[REDACTED]

氏 名

間 恵 子

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成10年12月	～	平成15年11月	民生委員
平成10年12月	～	平成15年11月	児童委員
平成12年 6月	～	現在	人権擁護委員

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 福井 典子氏の任期が、令和3年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 福 井 典 子
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

平成18年 7月 ~ 現在 人権擁護委員
平成28年12月 ~ 現在 民生委員
平成28年12月 ~ 現在 児童委員

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 塩津 勝行氏の任期が、令和3年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年12月1日提出

大東市長 東坂 浩一

住 所

[REDACTED]

氏 名

塩 津 勝 行

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成13年 4月 ~ 平成16年 3月 大東市立三箇小学校長
平成18年 7月 ~ 現在 人権擁護委員

議案第 121 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 月 12 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- 1 新田境町 1 号線 (起点) 大東市新田境町 707 番 3 先
大阪市鶴見区茨田大宮四丁目 439 番 12 先
(終点) 大東市新田境町 715 番 8 先
大阪市鶴見区茨田大宮四丁目 439 番 23 先
- 2 赤井三丁目 8 号線 (起点) 大東市赤井三丁目 92 番 37 先
(終点) 大東市赤井三丁目 92 番 58 先

由 理

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路及び本市へ無償寄附された道路を市道として認定するため。

議案第122号

新田地内水路整備工事（第6期）請負契約の変更について

令和2年3月11日付け議案第27号をもって議決された新田地内水路整備工事（第6期）請負契約を次のとおり変更する。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

契約の金額中「246,006,200円」を「264,455,400円」に改める。

理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第123号

町の区域の変更について

本市の区域内の町の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1 変更の対象となる町 野崎一丁目

南津の辺町

2 変更の内容 野崎一丁目230番31の区域を南津の辺町に編入する。

理由

野崎駅周辺整備事業の実施に当たり、町の区域の一部を変更する必要があるため。

議案第124号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

令和3年4月1日から機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第8号中「街づくり部」を「都市整備部」に改め、同号を同条第7号とし、同条に次の1号を加える。

（8）産業・文化部

第3条第2項を次のように改める。

2 政策推進部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 総合戦略に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 栄典及び表彰に関すること。
- (7) 広報及び広聴に関すること。
- (8) 統計及び調査に関すること。
- (9) 公民連携に関すること。
- (10) 行政改革及び行政経営に関すること。
- (11) 情報化に関すること。
- (12) 行政評価に関すること。
- (13) 新庁舎整備に関すること。

第3条第3項を削り、同条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 都市整備部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 都市政策に関すること。
- (3) 龍間地域の整備推進に関すること。
- (4) 交通対策及び交通安全施設に関すること。
- (5) 開発指導に関すること。
- (6) 道路その他土木に関すること。
- (7) 自然保護に関すること。
- (8) 公園、緑地及び緑化に関すること。
- (9) 駅周辺の都市整備に関すること。
- (10) 河川等に関すること。
- (11) 建築及び住宅管理に関すること。

第3条第8項を次のように改める。

8 産業・文化部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 産業の振興に関すること。
- (2) 経済の活性化に関すること。
- (3) 労働行政に関すること。
- (4) 市の魅力づくり及びシティセールスに関すること。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (7) 文化財の保護に関すること。
- (8) 青少年の健全な育成に関すること。
- (9) スポーツに関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（大東市都市計画審議会条例の一部改正）

2 大東市都市計画審議会条例（平成12年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「街づくり部」を「都市整備部」に改める。

議案第125号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

教育に関する事務の一部について、市長が管理し、及び執行するため。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

（1）次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

ア 大東市立野外活動センタ一条例（昭和60年条例第5号）に規定する大東市立野外活動センター

イ 大東市立総合文化センタ一条例（昭和61年条例第13号）に規定する大東市立公民館

ウ 大東市立生涯学習ルーム条例（平成11年条例第24号）に規定する大東市立まなび北新、大東市立まなび泉及び大東市立まなび南郷

エ 大東市立生涯学習センタ一条例（平成17年条例第18号）に規定する大東市立生涯学習センター

オ 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例（平成23年条例第6号）に規定する大東市立ふれあいルーム

（2）スポーツに関すること（学校における体育に関するることを除く。）。

（3）文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

（4）文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会により行われた許可その他の行為又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、この条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後に

おいて、市長により行われた許可その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

(大東市立野外活動センター条例の一部改正)

3 大東市立野外活動センター条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改める。

第19条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第20条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(大東市立総合文化センター条例の一部改正)

4 大東市立総合文化センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第7条及び第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条中「各号の」を「各号に掲げる」に、「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「若しくは停止し、又は」を「又はその使用的停止若しくは」に改め、同項第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「次条のいずれかに該当する」を「、次条第2項各号のいずれかの行為をしている」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に、「、これを」を「、使用者にこれを」に改める。

第12条第1項、第13条及び第14条中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、「設備」の次に「を設けること」を加える。

第17条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第2項中「委員会」を「、市長」に改める。

第19条中「委員会は一切」を「市長は、一切」に改める。

第20条中「委員会」を「市長」に改める。

第21条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「利用料金を」

を「使用料の額を」に改め、「得て」の次に「その額を」を加え、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第4項中「第4条から第19条」を「第4条から第19条まで」に、「まで及び」を「及び」に、「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委員会が」を「市長が」に、「委員会の」を「市長の」に、「委員会」とあるのは「市長」とあるのはに改める。

第22条の3及び第22条の4中「委員会」を「市長」に改める。

第22条の5第2項中「第22条の3及び前条」を「前2条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第25条中「委員会」を「市長」に改める。

第26条第1項中「第22条（第9条を除く。）まで」を「第22条まで（第9条を除く。）」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に、「使用料」を「同項中「使用料」に改める。

第27条中「委員会」を「市長」に改める。

第28条第2項中「委員会」を「市長」に、「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、規則で定める。

第29条第2項中「第27条及び前条」を「前2条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第30条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表附属設備等の項中「別に委員会が」を「規則で」に改める。

（大東市立文化情報センター条例の一部改正）

5 大東市立文化情報センター条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3）センターを使用する者がいない日

第6条第1項中「設備」を「附属設備」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「前項の使用は」を「市長は、センターの施設及び附属設備について」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は」を「若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは」に改め、同項第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条の2各号列記以外の部分中「委員会は、次の」を「市長は、次の各号の」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第9条の2第1項及び第2項、第11条、第12条、第14条第2項並びに第15条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項及び第2項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「前条」を「前条まで」に、「までの規定」を「の規定」に、「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委員会が」を「市長が」に、「委員会の」を「市長の」に、「委員会」とあるのは」を「市長」とあるのは」に、「第15条第2項」を「前条第2項」に改める。

第18条中「センター」を「この条例の施行」に、「委員会が別に」を「規則で」に改める。

（大東市立生涯学習ルーム条例の一部改正）

6 大東市立生涯学習ルーム条例の一部を次のように改正する。

第3条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は」を「若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは」に改め、同項第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条、第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条第2項並びに第15条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項及び第2項第4号中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「第5条から第11条」を「第5条から第11条まで」に、「まで、第13条、第14条及び前条」を「及び前3条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第18条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表中「、第16条」及び「基本料金表」を削る。

(大東市立生涯学習センター条例の一部改正)

7 大東市立生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第14条、第15条及び第17条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第19条第1項第5号及び同条第3項中「委員会」を「市長」に、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改める。

第21条中「委員会が別に」を「、規則で」に改める。

(大東市体育施設条例の一部改正)

8 大東市体育施設条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1項、第6条、第14条第1項及び第18条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第19条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第20条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第22条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(大東市文化財保護条例の一部改正)

9 大東市文化財保護条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条第1項から第3項まで及び第6項並びに第7条第1項、第4項及び第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「並びに大東市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び委員会」を「及び規則並びに市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項及び第2項並びに第10条中「委員会」を「市長」に改める。

第11条中「委員会」を「市長」に、「委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「市」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「市」を「市長」に改め、同条第1号中「委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「市」を「市長」に改める。

第16条第1項中「市が」を「市長が」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「委員会が」を「市長が別に」に改め、同条第3項中「市は」を「市長は」に改める。

第17条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「委員会が」を「市が」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「委員会は」を「市長は」に、「委員会の」を「その」に改める。

第19条の見出し中「もの」を「者」に改め、同条第1項中「もの」を「者」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第20条、第21条第1項、第22条第1項から第3項まで、第6項及び第7項並びに第23条第1項、第2項、第6項及び第7項中「委員会」を「市長」に改め、同条第8項中「すべて」を「全て」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第9項中「委員会」を「市長」に改める。

第24条中「委員会規則」を「規則」に、「委員会」を「市長」に改める。

第25条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第26条中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第27条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市」に改め、同条第4項中「市」を「市長」に改める。

第28条第1項、第29条第1項及び第7項並びに第30条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第32条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第33条中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第34条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第35条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「市」を「市長」に改

める。

第36条第1項及び第37条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第38条第1項中「並びに委員会規則及び委員会」を「及び規則並びに市長」に改める。

第39条中「委員会」を「市長」に改める。

第41条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第43条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第44条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第45条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「委員会」を「市長」に改める。

第47条中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第48条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会規則」を「規則」に改める。

第49条中「委員会」を「市長」に改める。

第50条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

第52条中「委員会」を「市長」に改める。

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部改正)

10 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改める。

第9条第2号中「第20条各号」を「第20条第1項各号」に改める。

第16条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「より」の次に「、体育館施設等のうち」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合における体育館の使用についての利用料金は、無料とする。

第18条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の場合における体育館の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条第1項及び第26条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第30条中「第18条中「体育館」とあるのは「グラウンド」を「第18条第1項中「体育館施設等のうち、体育館」とあるのは「グラウンド施設等のうち、グラウンド」と、同条第2項及び第3項中「体育館」とあるのは「グラウンド」に改める。

第36条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、規則で定める。

第37条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表第1第1号から第3号までの規定中「別に委員会が」を「規則で」に改める。

(大東市立堂山古墳群史跡広場条例の一部改正)

1 1 大東市立堂山古墳群史跡広場条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第8条まで（第7条第3項を除く。）の規定中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項及び第2項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第4項中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委員会が」を「市長が」に、「委員会の」を「市長の」に、「規定中「委員会」を「規定中「市長」に改め、「、第7条第3項中「委員会」とあるのは「委員会及び指定管理者」と」を削る。

第11条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(大東市附属機関条例の一部改正)

1 2 大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等についての調査審議に関する事務	5人以内
-----------------------	----------------------------------	------

別表教育委員会の部大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の項を削る。

議案第126号

大東市債権管理条例等の一部を改正する条例について

大東市債権管理条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部が、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市債権管理条例等の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

（大東市債権管理条例の一部改正）

第1条 大東市債権管理条例（平成30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（大東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 大東市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（大東市介護保険条例の一部改正）

第3条 大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第

26号) 第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大東東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 大東東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和44年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大東市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定、第3条の規定による改正後の大東市介護保険条例附則第4条の規定、第4条の規定による改正後の大東東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定及び第5条の規定による改正後の大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 127 号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 月 12 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

由 理

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 67 号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「保育に従事する者」を「施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあっては、当該開所時間。次号において同じ。）において、保育に従事する者」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「保育に従事する者の総数」を「保育に従事する者のうち、その総数」に、「3分の1以上は」を「3分の1以上に相当する数（保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人以上）の者が」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）施設の主たる開所時間である11時間以外の時間帯において、保育に従事する者の数は、常時2人（保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。

第3条第6項中「安全管理に」を「安全確保に」に改め、同項第6号中「、医療用品等」を「その他の医療品」に改め、同項第17号中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同号を同項第22号とし、同項第16号を同項第21号とし、同項第15号中「書面」を「書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）」に改め、同号を同項第20号とし、同項第14号を同項第19号とし、同項第13号の次に次の5号を加える。

（14）事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。

（15）賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。

（16）事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事に報告する体制がとられていること。

(17) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(18) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

第3条第6項を同条第7項とし、同条第5項第1号中「調理器具、配膳器具」を「調理、配膳」とし、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項第5号中「第1号に規定する設備の設置及び第3号に規定する訓練の実施を行うこと」を「第1号から第3号までに掲げる非常災害に対する措置に関する基準」に改め、同項第6号イ中「いずれも」を削り、同号イの表4階以上の部中「屋外階段」を「屋外避難階段」に、「同条第3項第2号」を「同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号」に改め、同号ウ(イ)中「調理器具」を「調理用器具」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項第2号中「1人につき」を「1人当たり」に改め、同項第6号中「小学校就学前子ども」を「満1歳以上の小学校就学前子ども」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号に掲げる基準にかかわらず、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下の6人以上認可外保育施設における複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）についての必要な保育に従事する者の数は、1人以上とすることができます。

第4条第1項中「人数」を「数」に改め、「業務」の次に「又は同条第12項に規定する業務」を加え、同項第1号中「おおむね3人」を「3人（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合にあっては、5人）」に改め、同項第2号中「又は都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）」を加え、「（都道府県知事）を「（都道府県知事等）に改め、同条第2項第2号中「面積は」の次に「、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条第2号に規定する基準を参照して」を加え、同条第3項中「前条第1項第3号、第2項第4号及び第5号、第3項第1号及び第3号、第4項第1号から第12号まで、第5項第1号から第3号まで並びに第6項第1号から第17号まで」を「前条第1項

第4号、第3項第4号及び第5号、第4項第1号から第3号まで並びに第5項から第7項までの各号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第3項第5号中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、同条第6項第1号中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「おおむね」及び「原則」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができることとする。

第5条第2項中「全ての者」の次に「（採用した日から1年を超えていない者を除く。）」を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「第3条第1項第3号、第3項第3号、第4項第1号」を「第3条第1項第4号、第5項第1号」に、「第6項第1号」を「第7項第1号」に、「第17号」を「第22号」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同項第6号中「施設の長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同項第19号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、防災上の必要な措置を講じるものとする。

第6条第1項中「おおむね」及び「原則」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができることとする。

第6条第2項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「第3条第1項第3号、第3項第3号、第4項第1号」を「第3条第1

項第4号、第5項第1号」に、「第6項第1号」を「第7項第1号」に、「第17号」を「第22号」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同項第19号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、同項第22号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 その他認可外居宅訪問型保育施設は、防災上の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第128号

大東市監査委員条例の一部を改正する条例について

大東市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理由

監査及び現金出納検査の実施時期並びに監査に関する公表の方法等の規定について、現況を反映させることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市監査委員条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市監査委員条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（監査期間及び通知）」に改め、同条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に、「毎年1月よりその年の5月までにこれを行なう」を「毎年度9月から3月までの間にこれを行う」に、「伸長」を「変更」に改め、同条第2項中「前項の監査を行なうときは監査期間前遅くとも5日」を「前項の監査その他の監査を行うときは、監査期日の5日前」に、「、その他」を「その他」に改める。

第3条の見出し中「の例日」を削り、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、その日が大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときその他やむを得ない理由があるときは、これを繰り下げることができる。

第4条の見出し中「監査結果の」を削り、同条中「行なう公表」を「行う公表」に改め、「、大東市報に登載してこれを行なう。ただし、市報により難いときは」を削り、「場所に、これを掲示して行なうことができる」を「場所及びホームページへの掲示その他監査委員が別に定める方法により行うものとする」に改める。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第3項中「法令」を「、法令」に、「本市」を「、本市」に改める。

第6条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「定めるものを除くほか」を「定めるも

ののほか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。